

日本遺伝子細胞治療学会規則第 11 号（主催・共催・協賛・後援に関する規則）

（目的）

第 1 条 この規則は、この法人（以下、「本法人」と略す。）が関与する主催、共催、協賛、後援についての基準及び承認手続きを定めることを目的とする。

（定義）

- 第 2 条 「主催」とは、本学会が事業の主体となり、本学会の責任においてその催しを開催するものをいう。すなわち本学会が催しの企画から運営まで予算を含め全ての責任を有する。
- 2 「共催」とは、本学会を含む複数の団体が催しの事業主体（共催団体）となり、共同でその催しを開催し、共に責任を負うものをいう。共催団体とは、原則として共催金を拠出するものであり、企画当初から、内容、運営、経費負担等について協議を行う団体をいう。
- 3 「協賛」とは、本学会以外の第三者が開催の主体となる催しについて、その趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。後援と同義ではあるが、協賛金又は労務提供等の負担を伴う場合があり、後援に比べてその催しへの本学会の関与の度合いの程度が大きい場合をいう。
- 4 「後援」とは、本学会以外の第三者が開催の主体になる事業について、本学会がその催しの趣旨に賛同し、応援、援助することをいう。応援、援助の内容は、原則として名義使用の承認に限る場合をいう。

（適応基準）

- 第 3 条 主催及び共催
本学会が催しを主催又は共催する場合には、次に挙げる事項（1）～（2）に則っていることを基準として、個別に判断する。
- 2 協賛及び後援
本学会以外の団体等が主体となる事業に関して、協賛又は後援の依頼があった場合には、次に挙げる事項（1）～（2）のいずれも満たすことを基準として、個別に判断する。
- （1）本学会の理念・目的に照らし、必要と認められるもの。
- （2）公益性があると認められるもの。

（申請・手続き）

- 第 4 条 本学会が催しを主催、共催、又は協賛する場合には、理事会で開催を決定する。
- 2 第三者主催の事業等に関して本学会が共催・協賛・後援の依頼を受けた場合には、原則として開催日の 1 ヶ月前までに、その主催者から申請依頼書を提出いただき、当学会の渉外・国際協調委員会で第 3 条の基準に則り審査し、その結果を基に理事長が承認の可否を判断する。なお、審議が必要な場合は持ち回り理事会に諮る。
- 3 理事長名によりその催し等の主催者に対して結果を通知する。

- 4 第三者団体は催しが終了後、速やかにその実施報告書を本学会に提出する。
- 5 渉外・国際協調委員会委員長は、原則としてその事業等の共催・協賛・後援可否の結果を理事会で報告する。

(規則の変更)

第5条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経て、定めるものとする。

附 則

- 1 この規則は、令和4年3月7日から施行する。
- 2 令和5年9月11日付、理事会承認により改訂。